２．手　帳-いろいろな施策をうけるためには次の手帳が必要です-

１．身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体に障害のある方が各種の施策や相談などを受けるときに必要となるものです。

・障害の程度
障害の状態により、１級から７級までの等級区分があります。
（７級の障害は、一つのみでは手帳の交付対象となりません。）

・交付申請の流れ

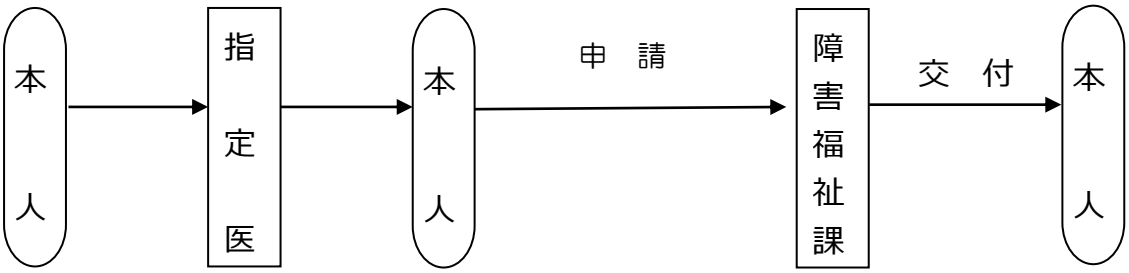

・諸手続きについて

手　続	内　容	必要なもの						
		印　鑑	顔写真	診断書	手　帳	領収書	個人番号確認書類	備　考
新規交付	・初めて手帳の交付を受けようとするとき	△※1	○	○	－	△※2	○	※１診断書料の請求の際には必要です（自署の場合は押印不要）。 ※2領収書は診断書作成に係るもの （市町村民税非課税世帯対象）
再認定 等級変更 障害名追加	・障害の程度が変わったり、他の障害が加わったとき	△※1	○	○	○	△※2	○	
居住地変更	・住所が変わったとき	－	－	－	○	－	○	
氏名変更	・氏名が変わったとき	－	－	－	○	－	○	
再　交　付	・手帳を紛失したとき	－	○		－	－	○	
	・手帳を破損したとき	－	○	－	○	－	○	
返　　還	・死亡したとき	－	－	－	○	－	－	
	・必要でなくなったとき	－	－	－	○	－	○	

※申請された内容により大阪府社会福祉審議会に諮問する場合があります。
※診断書は、所定の様式が障害福祉課にあります。
　障害福祉課のホームページからもダウンロードできます。
　茨木市ホームページから「身体障害者手帳」と検索してください。
※診断書は、指定医師に記入していただく必要があります。
　検索サイトから「身体障害者手帳　指定医師検索システム」と検索してください。
※顔写真は、上半身脱帽の最近撮影した写真（たて４ｃｍ×よこ３ｃｍ）
※個人番号確認書類は、個人番号カード（または個人番号が記載された住民票の写し）
　（個人番号が記載された住民票の写しの場合は、身分証明の書類の提示が必要です。）

２．療育手帳

療育手帳は、知的障害のある方とその保護者が、各種の施策や療育指導などを受けるときに必要となるものです。

・障害の程度
障害の状態により、A、Ｂ1、B2 の等級区分があります。

・手帳交付（更新）の流れ

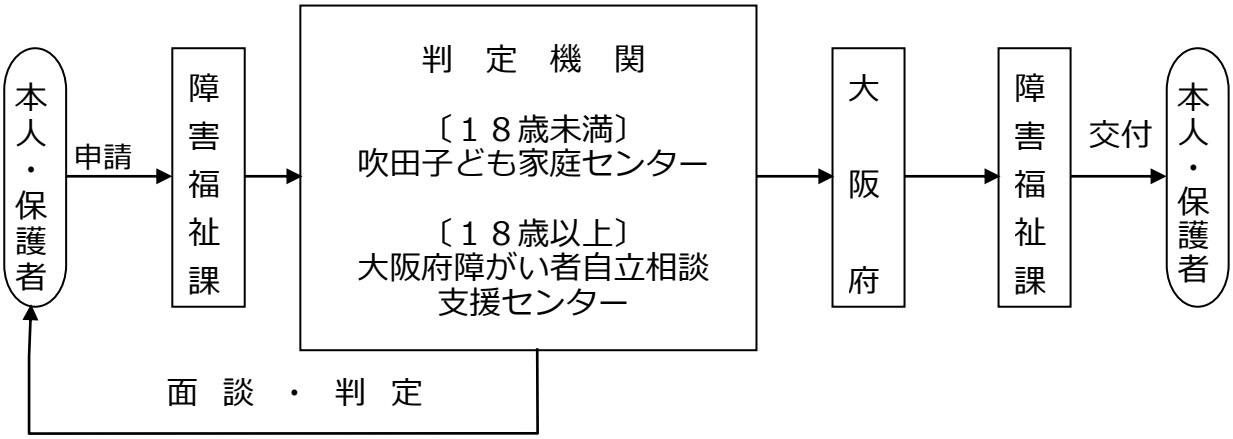

・　諸手続きについて

手　　続	内　　容	必要なもの		
		顔写真 ※１	手帳	個人番号 確認書類 ※２
新規交付	・初めて手帳の交付を受けようとするとき ・大阪府外、大阪市、堺市からの転入	○	－	○
更　　新	・再判定年月が近づいたとき※3	○	○	○
再 交 付	・手帳を紛失または破損したとき	○	○ (破損時)	－
記載事項 変　　更	・府内（市内も）で住所が変わったとき ・本人、保護者の氏名や連絡先が変わったとき ・身体障害者手帳の等級や障害名が変わったとき	－	○	－
返　　還	・該当しなくなったとき ・必要でなくなったとき ・死亡したとき ・大阪府外、大阪市内、堺市内へ転出するとき	－	○	－

※１　顔写真は上半身脱帽の最近撮影した写真（たて４ｃｍ×よこ３ｃｍ）。
※２　個人番号確認書類は、個人番号カード（または個人番号が記載された住民票の写し）
（個人番号が記載された住民票の写しの場合は、身分証明の書類の提示が必要です。）
※３　療育手帳は、数年に１度、判定を受け直して更新しなければなりません。
判定の際に次の判定年月が指定されますので、それまでに更新手続きをしてください。（特別児童扶養手当等の受給が関係する場合は特に早くしてください。）

３．精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神障害のある方が各種の施策などを受けるときに必要となるものです。障害の程度により、１級、２級、３級の等級区分があります。

・有効期間

手帳の有効期間は２年です。

更新手続きは、有効期限の３か月前から行うことができます。

・手帳交付(更新)の流れ

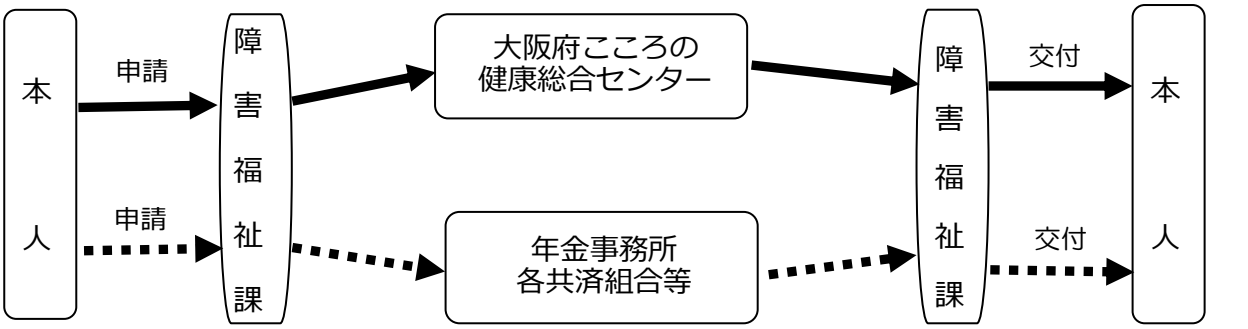

・諸手続きについて

手続方法		必要なもの			
		顔写真 ※1	診断書	手　帳	個人番号 確認書類※２
新規交付	**診断書**による 手帳交付	○	○	—	○
	障害年金等級による 手帳交付		—		○
更　新 等級変更	**診断書**による 手帳交付	○	○	○	○
	障害年金等級による 手帳交付		—		○
氏名変更、住所変更		—	—	○	○
転　入		○	—	○	○
再　交　付		○	—	—	○
返　還		—	—	○	○

※１　顔写真は、上半身脱帽の最近撮影した写真（たて４ｃｍ×よこ３ｃｍ）。

※２　個人番号確認書類は、個人番号カード（または個人番号が記載された住民票の写し）
（個人番号が記載された住民票の写しの場合は、身分証明の書類の提示が必要です。）